

# 東京医療保健大学 大学院学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動を通じて学際的・国際的視点から医療保健学を伝授し臨床現場における卓越した実践能力及び研究・教育・管理能力を有する高度専門職業人の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本大学院は東京医療保健大学大学院と称する。

(自己評価等)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため大学院における教育及び研究活動等について自ら点検及び評価を行いその結果を公表する。

- 2 本大学院に自己点検・評価を行うため、東京医療保健大学大学院自己点検・評価委員会を独立した特別委員会として設置する。
- 3 自己点検・評価に関する事項は別に定める。

## 第2章 研 究 科

(研究科・専攻・課程及び学生定員)

第4条 本大学院に設置する研究科・専攻・課程及び学生定員は、次のとおりとする。

医療保健学研究科	修士課程		博士課程	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医療保健学専攻	20名	40名	4名	12名

看護学研究科	修士課程	
看護学専攻	入学定員	収容定員
	20名	40名

## 第3章 修業年限、学年、学期、休業日

(修業年限)

- 第5条 修士課程の標準修業年限は2年とする。ただし、在学年限は3年とする。
- 2 博士課程の標準修業年限は3年とする。ただし、在学年限は5年とする。

(学年)

第6条 学年は4月1日にはじまり翌年3月31日に終了する。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日

後期 10月1日から翌年3月31日

(1年間の授業期間)

第8条 各学年の授業を行う期間は、30週にわたることを原則とする。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日。

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日。

(4) その他理事長が指定した日。

2 必要であると認める場合は、前項の定めにかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することがある。

## 第4章 入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第10条 本大学院の入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者。

(2) 学校教育法第104条第4項の規定に基づき大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者。

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。

(4) 文部科学大臣の指定した者。

(5) 本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

2 博士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者。

(2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者。

(3) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学の出願)

第12条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の入学願書に検定料をそえて提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の選抜結果により合格通知を受けたものは、所定の期日まで本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第15条 病気その他やむを得ない事情のため2ヶ月以上修学できない場合は学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、通算して修士課程は2年、博士課程は3年を超えることはできない。

3 休学の期間は第5条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中の学費については別に定める。

(退学及び再入学)

第16条 退学しようとする者は、退学を願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 再入学を志願する者は、本大学院所定の書類に再入学選考料をそえて提出しなければならない。

(除籍)

第17条 次の各号に該当するものは、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第5条に定める在学年限を超えた者。

(2) 学費を滞納し督促を受けても納入しない者。

(3) 第15条に定める休学の期間を超えても復学しない者。

(4) 死亡した者及び長期間にわたり行方不明の者。

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第18条 本大学院の授業科目については、修士課程は別表1及び別表2、博士課程は別表3のとおりとする。

(授業及び研究指導)

- 第19条 修士課程の教育は、授業科目の履修及び修士論文の作成又はこれに代わる特定の課題の研究に対する指導（以下「研究指導」）によって行うものとする。
- 2 博士課程の教育は、授業科目の履修及び博士論文の作成に対する指導（以下「研究指導」）によって行うものとする。
  - 3 研究指導についての細目は別に定める。

(教育上特別の必要がある場合の授業及び研究指導)

- 第20条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等の授業科目の履修)

- 第21条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、研究科における授業履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

- 第22条 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院等又は研究所等と予め協議のうえ、学生が当該大学院等又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、期間は1年を超えないものとする。

(単位)

- 第23条 研究科及び専攻における授業科目の単位数については、修士課程は別表1及び別表2、博士課程は別表3のとおりとする。
- 2 授業科目の履修及び単位の取得方法は、本大学院の履修要綱に準拠するものとする。
  - 3 授業科目の単位の算出は、次の基準によって計算する。
    - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める授業時間をもって1単位とする。
    - (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の認定及び成績の評価)

- 第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、試験は論文、実技、平素の成績等によってこれに代えることがある。

- 2 医療保健学研究科修士課程の試験の成績及び修士の学位論文審査又は第19条の特定の課題についての研究の成果の審査の成績はA、B、C、Dの評語で表し、C以上を合格とし、Dは不合格とする。
- 3 看護学研究科修士課程の試験の成績及び第19条の特定の課題についての研究の成果の審査の成績はA、B、C、Dの評語で表し、C以上を合格とし、Dは不合格とする。
- 4 医療保健学研究科博士課程の学位論文審査及び最終試験の成績は、合格、不合格とする。

(追試験)

第25条 病気その他のやむえない事情により前条第1項の試験を受けなかった者には、追試験を行うことがある。

(医療保健学研究科の修了要件)

- 第26条 医療保健学研究科修士課程を修了するためには、2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、研究科細則の定めるところにより、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文審査に代えることができる。また、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者に関しては、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 博士課程を修了するためには、3年以上在学し所定の科目について10単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

(看護学研究科の修了要件)

- 第26条の2 看護学研究科を修了するためには、2年以上在学し、所定の科目について53単位(必修49単位、選択4単位)を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、平成22年度入学生にあつては、看護学研究科を修了するためには、2年以上在学し、所定の科目について56単位(必修52単位、選択4単位)を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(学位の授与)

第27条 本大学院の修士課程を修了した者に対し、修士の学位を、博士課程を修了した者に対し、博士の学位を授与する。

- 2 学位に付記する専門領域の名称は次のとおりとする。
- |               |               |
|---------------|---------------|
| 医療保健学専攻(修士課程) | 修士(看護マネジメント学) |
|               | 修士(感染制御学)     |
|               | 修士(医療栄養学)     |
|               | 修士(医療保健情報学)   |
| 看護学専攻(修士課程)   | 修士(看護学)       |
| 医療保健学専攻(博士課程) | 博士(感染制御学)     |

## 第6章 検定料、入学料、授業料

(授業料等の額及び徴収方法)

第28条 検定料、入学料、授業料の額及び徴収方法は別に定めるところによる。

## 第7章 科目等履修生、聴講生、研究生、委託生

(科目等履修生、聴講生)

第29条 本大学院の開設する授業科目を履修もしくは聴講を希望する者に対しては、授業の支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修あるいは聴講生として聴講を許可することがある。

- 2 科目等履修生の入学資格は第11条に定める者とする。
- 3 科目等履修生及び聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生、委託生)

第30条 本大学院において、特定の研究課題について指導を受けようとする者については、教育研究に支障のない限り、研究生として受入を許可することがある。

- 2 企業、公共機関等から、その所属職員について、特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、教育研究に支障がない限り、選考の上、委託生として受入を許可することがある。
- 3 研究生、委託生に関し必要な事項は別に定める。

## 第8章 運営組織

(教職員構成)

第31条 本大学院教職員の構成は次のとおりとする。

学長、副学長、研究科長、専攻主任、教員  
 大学経営会議室長、事務局長、事務長  
 教務職員、事務職員  
 その他必要に応じて役職者を置く。

(大学経営会議)

第32条 大学院研究科の経営に関する重要な事項を審議するため、大学経営会議を置く。

- 2 大学経営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 理事長。
  - (2) 理事及び評議員の中から理事長が指名する者6名。
  - (3) 研究科委員会構成員の中から及び学長・副学長を含め理事長が指名する者6名。
- 3 理事長は大学経営会議議長となる。
- 4 大学経営会議の事務局として大学経営会議室を置く。
- 5 大学経営会議の運営は、これを別に定める。
- 6 大学経営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 中長期計画の策定に関する事項。
  - (2) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項。
  - (3) 大学院予算案の作成及び決算処理の方針に関する事項。
  - (4) 教員人事に関する事項。
  - (5) 研究科その他重要な施設・組織の設置改廃に関する事項。
  - (6) 学生の定員に関する事項。
  - (7) その他、重要な事項及び理事会の諮問に関する事項。

(研究科委員会)

第33条 次の各号に掲げる事項を審議するため、医療保健学研究科及び看護学研究科にそれぞれ研究科委員会を置く。

- (1) 入学、休学、退学、除籍、懲戒その他学生の身分に関する事。
- (2) 教育課程及び研究指導に関する事。
- (3) 課程修了及び修士並びに博士の学位に関する事。
- (4) その他研究科の教育及び研究上必要な事項。
- 2 研究科委員会は、研究科担当の専任教授をもって組織する。
- 3 研究科委員会の規定は別に定める。
- 4 研究科長が必要と認めるときは、研究科委員会の構成員以外のものを出席させ、意見を聴取することができる。

## 第9章 賞 罰

(表彰)

第34条 人物及び学業優秀な者、また学生として模範とするに足る者があるときは、学長はこれを表彰することができる。

(懲戒)

第35条 本学の学則または訓育の趣旨に違背した学生に対し必要があると認め  
たときは、学長は懲戒することがある。

2 前項に規定する懲戒の種類は、訓戒、停学及び退学とする。

## 第10章 細 則

(細則)

第36条 本学則施行についての細則その他必要な事項は別に定める。

附則

本学則は平成19年4月1日から施行する。

附則

本学則は平成21年4月1日から施行する。

附則

本学則は平成22年4月1日から施行する。

附則

1. 第26条の2（看護学研究科の修了要件）第2項については、平成22年10月20日から施行する。
2. 第26条の2（看護学研究科の修了要件）第1項については、平成23年4月1日から施行する。
3. 第26条の2（看護学研究科の修了要件）第2項については、平成22年度入学生の修了をもって削除する。

[別表 1] 授業科目 (医療保健学研究科修士課程)

		授業科目名	単位数
必修科目		医療保健管理学	2
		総合人間栄養学特論	2
		安全管理情報学	2
		サーベイランス特論	2
		医療経営特論	2
選択科目	看護マネジメント領域	組織の経済学	2
		疫学・保健統計論	2
		スピリチュアルケア史	2
		看護マネジメント特論Ⅰ【ケアリング概論】	2
		看護マネジメント特論Ⅱ【看護情報のマネジメント】	2
		看護マネジメント特論Ⅲ【人材活用】	2
		看護マネジメント特論Ⅳ【質保証・リスクマネジメント・クリティカルパス論】	2
		ケアマネジメント特論	2
		精神保健学	2
	感染制御領域	感染制御学特論Ⅰ【ファシリティ・マネジメント学・病院空調学】	2
		感染制御学特論Ⅱ【洗浄・消毒・滅菌学論・手指衛生学】	2
		感染制御学特論Ⅲ【感染制御学・周手術期医学】	2
		感染制御看護学特論	2
		職業感染制御学	2
		殺菌消毒薬学	2
	医療栄養領域	臨床栄養学特論	2
		臨床栄養学演習	2
		ライフステージ栄養学特論	2
		ライフステージ栄養学特論演習	2
		医療薬学特論	2
		臨床消化器特論	2
		医療食品衛生学	2
		公衆栄養学特論	2
		公衆栄養学特論演習	2
		食生態学特論	2
		生体防御機能論	2
		ニュートリションサポートチーム特論	2
情報その他領域	医療情報コミュニケーター論	2	
	医療情報テクノロジー特論	2	
	医療知識処理論	2	
	死生学概論	2	
研究演習	研究演習Ⅰ	4	
	研究演習Ⅱ	4	

[別表 2-1] 授業科目（看護学研究科修士課程）（平成 22 年度入学生に適用）

科 目	配当年次及び単位数				1 単位 当たりの 時間数
	必修	選択	1 年次	2 年次	
診察・診断学特論（包括的健康アセスメント）	2		2		1 5
フィジカルアセスメント演習（臨床推論と疾病病態）	2		2		3 0
インフォームドコンセント特論（看護コンサルテーション論）	1		1		1 5
クリティカルケア特論（クリティカルNP特論）	2		2		1 5
チーム医療とスキルミックス	2		2		1 5
検査におけるスキルミックス実践	1		1		1 5
検査におけるスキルミックス実践演習	1		1		3 0
診断におけるスキルミックス実践	2		2		1 5
診断におけるスキルミックス実践演習	2		2		3 0
治療方法におけるスキルミックス実践	2		2		1 5
治療方法におけるスキルミックス実践演習	3		3		3 0
スキルミックス統合実習（統合実習）	12			12	4 5
研究の進め方	2		2		1 5
課題研究（原著論文購読 2 単位含む）	5			5	3 0
学習援助論（看護教育特論）		2	2		1 5
保健医療福祉システム特論		2	2		1 5
病院経営論（看護管理特論）		2	2		1 5
政策医療特論	2		2		1 5
看護マネジメント実習（スキルアップ実習）	2			2	4 5
専門職と看護倫理	2		2		1 5
臨床薬理学特論	2		2		1 5
解剖生理組織学	2		2		1 5
病態学特論	2		2		1 5
医療安全特論	1		1		1 5
計	52	6	39	19	

[別表 2-2] 授業科目（看護学研究科修士課程）（平成 23 年度入学生から適用）

科 目	配当年次及び単位数				1 単位 当たりの 時間数
	必修	選択	1 年次	2 年次	
クリティカルNP特論	1		1		15
人体構造機能論	1		1		15
クリティカル疾病特論	2		2		30
診察・診断学特論（包括的健康アセスメント）	2		2		30
フィジカルアセスメント学演習	2		2		30
臨床推論	2		2		15
診断のためのNP実践演習	2		2		30
臨床薬理学特論	2		2		15
治療のためのNP特論	2		2		15
治療のためのNP実践演習	4		4		30
統合実習	12			12	45
スキルアップ実習	2			2	45
医療倫理特論	1		1		15
コンサルテーション・インフォームドコンセント特論	1		1		15
チーム医療とスキルミックス	1		1		15
医療安全特論	1		1		15
政策医療特論	2		2		15
保健医療福祉システム特論		2	2		15
看護教育特論		2	2		15
看護管理特論		2	2		15
研究の進め方	2		2		15
課題研究	5		5		30
原著論文購読	2		2		30
計	49	6	36	19	

[別表 3] 授業科目（医療保健学研究科博士課程）

授業科目名		単位数
必修科目	特別講義	2
研究演習	特別研究Ⅰ	2
	特別研究Ⅱ	4
	特別研究Ⅲ	2